

議 事 録

会議名	令和4年度第2回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 令和4年度第2回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	令和4年10月31日（月）9:00～11:00		
開催場所	寒川町役場本庁舎3階 議会第1会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：飯野、齋藤(宙)、杉崎（欠席：入澤、坂元、齋藤(昭)） 事務局：野崎(総務部長)・伊藤(総務課長)・武田(総務課行政管理担当) 実施機関：大川(議会事務局長)・亀井(議会事務局次長)・鈴木(議会事務局副 主幹) 傍聴者：なし		
議 題	第1号 議事録承認委員の指名 第2号 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について（諮問） （寒川町個人情報保護条例の廃止に伴う寒川町議会の個人情報の保護 に関する条例の制定について） 第3号 情報公開制度の運営に関する重要事項について（諮問） 第4号 その他		
決定事項	第1号 齋藤(宙)委員、杉崎委員を指名。 第2号 諮問のとおり承認。 第3号 諮問のとおり承認。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 (一部非公開の場合を含む)	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1：個人情報の保護に関する法律の改正に伴う「寒川町議会の 個人情報の保護に関する条例」の制定について 資料番号2：寒川町議会の個人情報の保護に関する条例案と法の対照表 資料番号3：条例モデル案 資料番号4：寒川町情報公開条例の一部改正について（新旧対照表） 資料番号5：条例及び法律の比較表		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	齋 藤 宙 也 杉 崎 清 （令和4年12月7日確定）		

議 事 の 経 過

1. 開会 伊藤総務課長
2. あいさつ 野崎総務部長
飯野会長

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中3名の出席により会議の成立要件を満たしていること、また、傍聴希望者がいない旨を報告した。

※ 議会事務局長より会長へ議事第2号に係る議長からの諮問書を、総務部長より会長へ議事第3号に係る町長からの諮問書を手交した。

3. 議事

第1号 議事録承認委員の指名

委員名簿の順により、今回の担当委員として齋藤(宙)委員及び杉崎委員を決定した。

第2号 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について（諮問）

【説明】 事務局より、資料に基づき説明（資料番号1及び2）

【質疑・意見】 （凡例） ◎：委員、→：事務局

◎ 条例案をいつ議会に提出するのか。

→ 現在議員と調整中であるが、調整ができ次第、12月の議会で議員提出議案として提出予定である。

◎ 議会事務局での取扱いが想定される個人情報はどのようなものか。

→ 歴代の議員名簿、請願・陳情をする者の氏名等、また請願・陳情に添付される署名簿に記載される名前等の取扱いを想定している。また議会を傍聴しに来た者の住所、氏名等も取扱いとして考えられる。

◎ 傍聴の際に記入してもらった書類は公文書として扱うものか。

→ 公文書として取り扱うものである。

- ◎ 町村議会議長会提供の雛形で条例案を作成したという話だが、この雛形と条例案で異なっている部分はあるか。
- 大きく異なる部分はない。資料番号 1 の 7 ページに記載している自己情報の開示決定の期限などは寒川町個人情報保護法行条例（案）に合わせているので、町村議会議長会提供の雛形と異なっている。
- ◎ 罰則規定の二年間の懲役は、地方自治法により条例で定めることができる上限か。
- そのとおり。
- ◎ 条文中「議長」と「議会」を使い分けているが、町村議会議長会提供の雛形と全く同じか。
- まったく同じである。
- ◎ 目的規定について、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）では地方公共団体の責務、義務等について示しているが、条例案では、議会の責務、義務等が入っていない。あえて抜いているのか、町村議会議長会提供の雛形がそうであるからか。
- 町村議会議長会から示された雛形の解説を見たうえで責務、義務等の字句が入っていないことは問題ないと判断し、お示した条例案としている。また、条例案の第 3 条で議会の責務の規定を設けている。
- ◎ 目的規定について、法では「個人情報保護委員会を設置することにより円滑な運営を図る」としているが、示されている条例案では単に「円滑な運営を図る」としているが意図はあるか。
- 議会は法の規律の対象外で、法の趣旨を踏まえ、自律的に個人情報の保護に関する事項を規定することとしている。そういった事項を議会自身で決めていくことが趣旨であるので、法と一致していないものである。
- ◎ 条文中「議長が定める」とされている箇所があり、詳細な部分は議長が定めることとなっているが、何の基準もなく「議長が定める」となっていて運用上支障はないか。
- 「議長が定める」という部分については、条例施行規程において定める予定となっている。
- ◎ 条例施行規程を定める権限は誰にあるのか。
- 議長にある。
- ◎ 条例案第 2 条第 3 項の「議会が保有する」というのはどういった概念か。
- 議会の活動において取り扱う個人情報に関しては、基本的に議会事務局で保有するものと、議会で保有するものは同じであると考えられ、「議会が保有する」個人情報として整理する。一方で、個人の議員活動において個人情報を取得した場合については議員活動と整理し、この条例案の対象外となる。
- ◎ 議会事務局は町の部局という位置づけかと思うが、議会事務局が保有する個人情報

は法の規律の対象とならないのか。

→ 議会事務局はあくまで議会（執行機関から独立した機関）の事務局として位置しており、町の部局（執行機関）としての位置づけでないため、議会事務局の保有する個人情報については法の規律の対象外である。

◎ 町に開示請求をしても議会の保有する個人情報対象とならないという理解で合っているか。

→ 町議会議長宛に開示請求をしてもらう必要がある。

◎ 資料番号 2 の 5 ページに備考として「議会が仮名加工情報を作成することは想定し難いが、受け取ることは想定される」と記載されているが、受け取る場合の想定とはどのようなものか。

→ 今のところ想定されるものはない。県議長会の話によると、基本的には想定されないが、規定がないと条例により保護されない情報となってしまうおそれがあるため規定を設けるものであるとのこと。

◎ 仮名加工情報や匿名加工情報の提供を受けたとき、それらの情報に該当するかの判断は誰が行うのか。

→ 条例案に基づき、議長、議会事務局等で内容を確認し、判断することとなる。

◎ 条例案中「議会は」という規定があるが、誰を指すものか。例えば第 3 条の議会の責務を規定する条文中の「議会」など。

→ 議長、議会事務局を指すものと考ええる。

◎ 議長は文書の扱いに対しても権限を持つものか。

→ 議会事務局規程に規定されている。

◎ 管理権が議長である場合、議会を主語とする条文は必要か。あえて議長と議会を使い分ける意味は。

→ 議会と議長の使い分けについては資料番号 1 を参照いただきたい。町村議会議長会提供の雛形に則ったもので、全国の市町村も同じ規定ぶりであり、そこに揃える必要があると判断し、雛形のとおり議会と議長を使い分けている。

◎ 資料番号 2 の第 20 条の備考欄において、行政不服審査法に基づき審査庁を処分庁（議長）が担うと記載されているが、可能であるのか。

→ 行政不服審査法第 4 条第 1 項の規定により、上級行政庁がない場合は処分庁が審査庁となるもので、議長に上級行政庁はないので問題ない。

◎ 条例案第 20 条第 2 号アの「法令等」の「等」は何を示しているのか。

→ 条例案第 4 条第 1 項において「法令又は条例」を法令等と定義している。

- ◎ 個々の議員の不正利用は他自治体での事例もあることから、今回の条例制定を機に注意喚起してほしい。
- ◎ 議員個人における個人情報の取扱いに関する規程はあるか。
→ 個人情報の取扱いに特化したものではないが、政治倫理規程を設けているので、それを順守してもらうこととなる。

- ◎ 条例案第12条第4項に規定する目的外利用について、法では「特定の部局もしくは機関又は職員」となっているが、条例案では「職員」となっており、「特定の」という字句がないがどういった意味合いか。
→ 条例案第2条第3項の規定により、職員は議会事務局の職員と定義されており、部局、機関についても議会事務局しかないため、「特定の」という字句は必要ないものとする。

- ◎ いろいろな質問等したが、審議会としては条例案に特段の異議はないものとする。

第3号 情報公開制度の運営に関する重要事項の諮問について（諮問）

- ◎ 今回、法における「行政文書」の定義に合わせて寒川町情報公開条例の「公文書」の定義を見直すとのことだが、寒川町情報公開条例については国に合わせるという縛りはないかと思う。町としての判断なのか、どこか国や県から見直しの指示が出ているのか。
→ 法における行政文書の定義と寒川町情報公開条例における公文書の定義に差異があるのは町民にとってわかりにくいものであると町において判断し、改正に至った。

- ◎ 今回の改正により運用は問題ないか。
→ 現在も会議録等は非公開の会議でない限り全部公開しているものであり、それを作成するための録音テープ等を公開することも非公開情報を除けば問題ないものだと考える。

答申書の取扱いについて

本日の質疑及び意見を踏まえて答申（案）を事務局に作成させ、会長監修のうえ全ての委員に送付。各委員は、答申（案）に対する意見を送付時に指定する期日までに事務局に伝え、その意見を踏まえ、各委員の了承が得られればこれを答申として提出していく旨、会長が諮ったところ、各委員了承した。

第4号 その他

特になし。

4. 閉会 飯野会長